

平成24年度税制改正（内閣官房・内閣府）

平成23年12月

内閣官房・内閣府

○内閣官房

【1. 東日本大震災（原子力災害）からの復興関連】

要望項目	税制改正大綱での措置内容
●原子力災害からの復興のための課税の特例措置の創設	措置 福島県における原子力災害を含め、東日本大震災からの復旧・復興状況を踏まえつつ、今後とも、税制上の支援について検討 ○東日本大震災復興特別区域法の課税の特例を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置等に伴い、事業用設備等の即時償却の適用期間を2年延長 ○避難対象区域内に所在していた事業者についての課税の特例 ・事業者用設備等の特別償却等（解除の日から5年間の即時償却等） ・被災被用者を雇用している場合の税額控除（確認を受けた日から5年間、給与等支給額の20%を控除） ○地方税法の改正の措置として避難対象区域内の固定資産税の課税免除措置の延長等

【2. 地域活性化の推進】

要望項目	税制改正大綱での措置内容
●街区防災計画（仮称）に基づく事業の推進のための課税の特例措置の創設	—

【3. 郵政改革の推進】

要望項目	税制改正大綱での措置内容
●関連銀行及び関連保険会社が、統合後の日本郵政株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税、地方消費税の非課税措置（新設）	引き続き検討

<p>●社会・地域貢献準備金を経過措置を講じた上で廃止 (郵政改革に伴い、日本郵政株式会社に係る社会・地域貢献準備金を一定の経過措置を講じた上で廃止)</p>	<p>措置 ○社会・地域貢献準備金制度の廃止 ※日本郵政株式会社法が改正され、社会・地域貢献基金が廃止されることを前提</p>
---	--

○内閣府

【1. 沖縄振興の推進】

	要望項目	税制改正大綱での措置内容
<p>(1) 観光</p>	<p>●国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）に係る特例措置 (観光振興地域に係る特例措置の廃止・見直し)</p>	<p>措置 ○観光地形成促進地域（仮称）の創設（投資税額控除、事業所税の特例） ・対象地域：沖縄県知事が策定する計画の中で指定 ・対象施設：特定民間観光関連施設（現行の観光振興地域における特例対象の温泉保養施設に係る要件緩和等） ※現行の観光振興地域に係る特例措置は廃止</p>
	<p>●沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除（関税免除対象に海路客を追加・延長）</p>	<p>措置 ○現行措置の延長（5年） ○関税免除対象に海路客を追加、面積要件の緩和</p>
	<p>●沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置 (全国に対し1/2の軽減措置の延長)</p>	<p>措置 ○現行措置の延長（2年） ○対象路線（本土—宮古島、石垣島、久米島）の追加</p>
<p>(2) 物流</p>	<p>●国際物流拠点産業集積地域（仮称）に係る特例措置 (自由貿易地域及び特別自由貿易地域に係る特例措置の廃止・見直し)</p>	<p>措置 ○国際物流拠点産業集積地域を創設（所得控除制度、投資税額控除・特別償却制度、事業所税の特例） ○法人税の所得控除制度 ・所得控除率（40%） ・「専ら」要件の緩和 ・対象地域：那覇空港、那覇港及び中城湾港周辺の主務大臣が指定する地域 ・対象事業：製造業、倉庫業、こん包業、特定の機械等修理業及び特定の無店舗小売業</p>

		<p>○法人税の投資税額控除・特別償却制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域：所得控除制度と同じ ・対象事業：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、こん包業、特定の機械等修理業、特定の無店舗小売業及び貸倉庫業（以上、現行の自由貿易地域・特別自由貿易地域に係る特例措置を拡充） <p>※現行の自由貿易地域・特別自由貿易地域に係る特例措置は廃止</p>
	●関税の選択課税制度及び許可手数料の軽減（延長）	<p><u>措置</u></p> <p>○現行措置を延長（５年）</p>
(3) 情報 通信	●情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区に係る特例措置（現行措置の拡充・延長）	<p><u>措置</u></p> <p>○現行措置を延長（５年）</p> <p>○法人税の所得控除制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得控除率の引上げ（現行３５％→新制度４０％） ・「専ら」要件の緩和 ・対象事業：特別地区におけるバックアップセンター事業及びセキュリティセンター事業等を追加 ・対象地域：特別地区にうるま市を追加
(4) 金融	●金融業務特別地区に係る特例措置（現行措置の拡充・延長）	<p><u>措置</u></p> <p>○現行措置を延長（５年）</p> <p>○法人税の所得控除制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得控除率の引上げ（現行３５％→新制度４０％） ・「専ら」要件の緩和 ・対象事業：金融商品取引法に規定する特定業務を追加
(5) 産業イ ノベーション	●産業イノベーション地域（仮称）に係る特例措置（産業高度化地域に係る特例措置の廃止・見直し）	<p><u>措置</u></p> <p>○産業高度化・事業革新促進地域（仮称）の創設（投資税額控除・特別償却、事業所税の特例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域：沖縄県知事が策定する計画の中で指定 ・対象事業：製造業等、商品検査業、計量証明業、研究開発支援検査分析業等（現行の産業高度化地域に係る特例対象事業の拡充）※現行の産業高度化地域に係る課税の特例措置は廃止

(6) 中小 企業	●経営革新計画に係る特例措置（現行措置の拡充・延長）	—
	●経営基盤強化計画に係る特例措置（現行措置の拡充・延長）	—
(7) 環境エ ネルギー —	●沖縄の電力用途の石炭及びLNGに係る石油石炭税の免税措置（現行措置の延長（一部新設））	措置 ○現行措置を延長（3年） ○発電用途のLNGを対象に追加 ※電気料金の引下げ効果等について検証を行う ※LNGは「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率についても免税・還付措置の対象とする
	●沖縄電力（株）に係る固定資産税の軽減措置（現行措置の拡充・延長）	措置 ○現行措置を延長（3年）
(8) 離島 振興	●沖縄の離島の旅館業に係る特例措置（現行措置の延長）	措置 ○現行措置を延長（5年）
(9) 地域振 興と県 民生活 の支援	●沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置（現行措置の延長）	措置 ○現行措置を延長（5年）
	●揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置（現行措置の延長）	措置 ○現行措置を延長（3年） ※揮発油の小売価格の引下げ効果等について検証を行う
(10) 駐留軍 用地跡 地利用 の促進	●沖縄の駐留軍用地における公共用地先行取得に係る特例措置（新設）	措置 ○沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律（仮称）に基づき、沖縄県の地方公共団体又は土地開発公社により土地が買い取られる場合の譲渡所得の特別控除（5,000万円）

【2. 地域活性化の推進】

要望項目	税制改正大綱での措置内容
●構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業に係る原料の拡充（現行措置の拡充）	措置 ○原料の範囲に地域の特産物である水産物等を追加

<p>●特定地域再生計画（仮称）の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例（新設）</p>	<p><u>要望を一部変更、措置</u></p> <p>○改正地域再生法に規定する、特定地域再生事業（仮称）を行う一定の要件を満たす株式会社への投資（株式の取得）について、投資額控除、損失繰延等の税制上の措置を講ずる</p>
--	--

【3. 民間資金等活用事業（PFI）の推進】

要望項目	税制改正大綱での措置内容
<p>●公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設（新設）</p>	<p>—</p>

【4. 特定非営利活動等の促進】

要望項目	税制改正大綱での措置内容
<p>●認定特定非営利活動法人等、公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化（新設）</p>	<p><u>引き続き検討</u></p> <p>※検討に当たっては源泉徴収義務者等の意見を十分踏まえる必要がある</p>

【5. 公益活動の促進】

要望項目	税制改正大綱での措置内容
<p>●公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度（現行措置の拡充）</p>	<p><u>引き続き検討</u></p>

【6. 子ども・子育て支援の推進】

要望項目	税制改正大綱での措置内容
<p>●子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置（新設）</p>	<p><u>来年以降検討</u></p> <p>○子ども・子育て新システムについては、25年度を目途に、可能なものから段階的に実施予定</p> <p>○24年度は法案に盛り込む給付の非課税措置等について手当て</p>

【7. 科学技術の振興】

要望項目	税制改正大綱での措置内容
●国の研究開発を担う新たな機関に関する制度に係わる税制上の所要の措置（新設）	—

【8. 防災対策の推進】

要望項目	税制改正大綱での措置内容
●街区防災計画（仮称）区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設（新設）	—
●大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設（新設）	—

【9. 男女共同参画の推進】

要望項目	税制改正大綱での措置内容
●配偶者控除の見直し （縮小・廃止を含めた見直し）	引き続き検討

【10. 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構】

要望項目	税制改正大綱での措置内容
●株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の設立に伴う税制上の所要の措置（新設）	<p>措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が東日本大震災の被災者に対して行う金銭の貸付けに係る消費貸借に関する契約書について、一定の条件を前提に印紙税を非課税とする ○貸倒引当金制度の対象に支援機構を追加 ○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が、東日本大震災の被害を受けた法人に対する債権につき債務免除を行った場合、期限切れ欠損金の損金算入をできることとする